

# ○徳島県町村会規約

(昭和 22 年 6 月 18 日制定)

改正	昭和 34 年 6 月 10 日	昭和 37 年 6 月 18 日
	昭和 39 年 6 月 12 日	昭和 49 年 6 月 5 日
	昭和 50 年 6 月 10 日	昭和 54 年 2 月 27 日
	昭和 55 年 2 月 23 日	平成 3 年 3 月 8 日
	平成 17 年 6 月 13 日	平成 20 年 6 月 30 日
	平成 21 年 6 月 12 日	平成 24 年 8 月 24 日
	平成 25 年 2 月 22 日	

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、徳島県町村会（以下「町村会」という。）と称し、徳島県内の各町村（以下「各町村」という。）を以つて組織する。

(事務所)

第 2 条 町村会は、事務所を徳島市幸町 3 丁目 55 番地に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 町村会は、各町村及び徳島県内各郡町村会（以下「各郡町村会」という。）の相互間の連絡協調を図り、以つて地方公共事務の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 町村会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各町村の事務及び長の権限に属する事務の連絡調整
- (2) 地方自治発展に関する調査研究並びに助言
- (3) 各郡町村会との連絡並びに協力
- (4) 各町村の職員の教養並びに福利厚生に関する施設
- (5) 各町村の物件等の損害保険に関する事務の処理
- (6) 各町村の事務に必要な各種資材の確保並びに斡旋
- (7) 自治に関する刊行物の頒布
- (8) 前各号のほか町村会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 役員

(役員)

第 5 条 町村会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 2 名
- (3) 監事 2 名
- (4) 常務理事 1 名

(選任の方法)

第6条 会長、副会長及び監事は、組織町村の長（以下「町村長」という。）の中から定例会又は臨時会においてこれを選挙する。

2 常務理事は、会長が知識経験を有する者のうちから役員会の同意を得て選任する。

(任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の任期は、選挙の日からこれを起算する。ただし、前任者の任期満了の前日に選挙を行った場合においては、前任者の任期満了の翌日から、これを起算する。

3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期終了の場合においても後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。

5 前3項の規定は、常務理事については、適用しない。

(顧問)

第8条 町村会に顧問を置く。

2 顧問は、町村会長経験者をもつて充てる。

3 顧問の任期は、町村長在任中とする。

(職務)

第9条 会長は、町村会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

4 役員及び顧問は、役員会における重要会務に参加する。

5 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の事務を掌理する。

#### 第4章 会議

(会議)

第10条 町村会の会議は、定例会、臨時会、役員会及び監事会とする。

(会議の構成)

第10条の1 定例会及び臨時会は、町村長をもつて構成する。

2 役員会は、会長、副会長、監事及び顧問をもつて構成する。

3 監事会は、監事をもつて構成する。

(会議の開催)

第11条 定例会及び監事会の開催月は会長が別に定め、臨時会及び役員会は会長が必要と認められた場合を開く。

2 会議は、会長がこれを招集する。

3 会長は、町村長の4分の1以上の者から会議に付議すべき事件を示して臨時会の召集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

(会議の議長)

第 12 条 定例会、臨時会及び役員会の会議における議長の職務は、会長がこれを行う。ただし、会長に故障がある場合は、副会長がその職務を代理し、会長及び副会長ともに故障がある場合は、その会議に出席している者の中年長のものが議長の職務を代理する。

(議決)

第 13 条 定例会及び臨時会の会議は、その構成員の半数以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 前項の会議の議事は、出席している者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 常務理事は、定例会及び臨時会の議決に加わることができない。

(議決事項)

第 14 条 次の事項は、定例会の議決を経なければならない。

(1) 規約の改廃

(2) 収支予算及び事業計画の設定

(3) 収支決算の認定

(4) 各町村の負担金の額及び賦課

2 各町村の負担金の増額を要しない予算補正については、役員会の同意を経て次期定例会に報告しなければならない。

## 第 5 章 事務局

(事務局及び職員)

第 15 条 町村会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は常務理事が兼ねることができる。

4 職員は、会長が任免する。

## 第 6 章 専門委員

(専門委員)

第 16 条 町村会に常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

2 前項の専門委員は、会長が役員会の同意を得て委嘱する。

## 第 7 章 経費

(経費)

第 17 条 町村会の経費は、次の収入をもつてこれを支弁する。

(1) 各町村の負担金

(2) 町村会の財産から生ずる収入

(3) 交付金、手数料及びその他の収入

## 第8章 補則

### (規程の制定)

第18条 前各章に定めるもののほか町村会の運営に関し必要な規程は、会長が役員会に諮つてこれを定める。

### 附 則

この規約は、昭和22年6月18日から施行する。

### 附 則（昭和34年6月10日）

この規約は昭和34年6月10日から施行する。

### 附 則（昭和37年6月18日）

この規約は昭和37年6月18日から施行する。

### 附 則（昭和39年6月12日）

この規約は昭和39年6月12日から施行する。

### 附 則（昭和49年6月5日）

この規約は昭和49年6月5日から施行する。

### 附 則（昭和50年6月10日）

この規約は昭和50年6月10日から施行する。

### 附 則（昭和54年2月27日）

この規約は昭和54年2月27日から施行し、昭和54年6月13日から適用する。

### 附 則（昭和55年2月23日）

1 この規約は昭和55年2月23日から施行する。

2 この規約施行の前日に旧徳島県町村会規約に基づき行われた行為はこの改正規約に基づき行われたものとみなす。

### 附 則（平成3年3月8日）

1 この規約は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県町村会規約（以下「改正後の規約」という。）第14条第3項の規定にかかわらず、改正後の規約第6条第3項の規定により常務理事が選任されるまでの間、この規約の施行の日の前日において事務局長の職にある者が引き続き事務局長としてその職務を行うものとする。

### 附 則（平成17年6月13日）

1 この規約は平成17年6月13日から施行する。

2 この規約の施行の日の前日に在職する常務理事は、改正後の規約第6条第2項の規定により選任されたものとみなす。

3 この規約の施行の日の前日に在職する顧問は、改正後の規約第16条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。

### 附 則（平成20年6月30日）

この規約は平成 20 年 6 月 30 日から施行する

附 則（平成 21 年 6 月 12 日）

- 1 この規約は平成 21 年 6 月 12 日から施行する。
- 2 この規約の施行の日以後最初の選挙で選任される役員の任期は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 8 月 20 日までとする。

附 則（平成 24 年 8 月 24 日）

この規約は、平成 24 年 8 月 24 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 22 日）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。